

## 申請手順

**必ず、生ごみ処理機を購入される前に、交付申請をしてください。**

1. まず、「交付申請書」に生ごみ処理機の金額が分かる書類（カタログまたは見積書）を添付し、市役所本庁または、各支所へ提出してください。

※申請者様は、世帯主の方です。

※販売店は、安芸高田市内に限ります。

※助成金額は、購入価格の2分の1（100円未満切り捨て）です。

ただし、20,000円を限度とします。

※助成金の交付申請は原則1回です。ただし、処理機が故障等により使用不可能となった場合は、1回限り再申請できます。

再交付申請理由書を添付してください。



2. 安芸高田市内の業者から購入予定になっているか、過去に助成金の交付を受けているかどうかや、上下水道料金並びに市税の滞納がない世帯か調査いたします。申請者様が交付要件を満たされていれば、「交付決定通知書」及び「実績報告書・請求書・支払金口座振込依頼書」をお送りします。



3. **交付決定通知書が届きましたら、**「生ごみ処理機」を購入し、「実績報告書・請求書・支払金口座振込依頼書」に記入・押印し、領収証の写しと設置後の生ごみ処理機のカラー写真を添えて、市役所本庁又は各支所へ提出してください。



4. 提出していただいた書類の審査が終わりますと、申請者様に「交付確定通知書・振込通知書」をお送りします。申請者様が指定された口座へ助成金が振り込まれます。以上で完了です。